

氏 名	関 順 也 せき じゅん や
学位の種類	経 済 学 博 士
学位記番号	論 経 博 第 21 号
学位授与の日付	昭 和 43 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	明治維新と地租改正

論文調査委員 (主 査)
教 授 堀 江 英 一 教 授 岸 本 英 太 郎 教 授 山 岡 亮 一

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は序章と四つの章から構成されている。

序章で、論者は分析視角をあきらかにし、地租改正研究の問題点を政府財政と農民的土地所有との二側面にしばっている。第1章では、幕藩体制の解体と中央集権政府の確立とに伴って、一方で藩債整理と秩禄処分、他方で幕藩貢租の整理とが、楯の両面として登場して、地租改正が両者の統一的解決策として課題になってくる過程が説明される。

だが、本論文の中心はこれにつづく第2・3・4章である。第2章では、壬申地券から地租改正法にいたる地租改正法の成立過程が説明され、第3章では、この地租改正法が各府県の具体的事情のなかで農民層の抵抗を排して強権的に強行されていく実施過程がくわしく説明されている。第3章の地租改正法の実施経過の全府県にわたる概観的分析はこれまでになかったものである。

第4章は、地租改正の特異な領域であり、しかも現在なお重要な問題を残している林野の地租改正を説明しているが、これは未開拓の研究領域を開拓したといえよう。

本論文は、全体として、地租改正法の成立・実施・完成の全過程を全府県の資料を駆使して概観している。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

地租改正の研究は近年かなり進み、その研究成果の公刊もいくつかみられる。この論文もその一つである。他の業績と比較してのこの論文の特徴はつぎの通りである。

第1に、他の業績が地租改正法成立過程における政府部内の政治諸集団の闘争（丹羽邦夫氏）、特定の県における地租改正事業とくにそこでの農民層の抵抗と政府の強行についてのくわしい実証的研究（近藤哲正、有元邦雄両氏）に傾いているのに対し、本論文は広汎な官庁資料を駆使して、特定の府県でなく、全国各府県にわたり、農地のみでなく林野をふくむ地租改正事業を概観し、全国的視野のなかから地租改

正事業の性格をとらえようとしている。本論文は、特定府県のふかい実証的研究に対し比較研究のための基礎をあたえる有益な研究と考えられる。

第2に、本論文は地租改正事業の結果成立した地租を農民的土地所有の確立を前提し、そのために封建地代から転換した近代的租税であると考え、そして農民的土地所有を当時すでに成立していた寄生地主的土地所有をふくむものと考えている。つまり論者は、地租改正事業を、封建的土地所有の（寄生地主的土地所有をふくむ）農民的土地所有への転換と封建地代の近代的租税への転換とみている。この点で、地租改正事業を半封建的土地所有とみる他の諸業績と異なる著しい特徴となっている。

第3に、論者は地租改正事業を農民的土地所有の確立過程と考え、そのためにこの方向と対立しこの方向を阻止しようとする政治集団の幕藩体制処理方向を捨象している。そのために、本論文の方向は、幕藩的土地所有がそのものとすでに成立していた事実上の農民的土地所有の確認という方向で処理されたという論点だけが強調され、この方向を逆転しようとする政治集団との闘争を重視する業績（丹羽邦夫氏）とは異なった特徴をもつこととなっている。

本論文は以上のような特徴をもっている。このうち、第2と第3の論点はかならずしも説得的とはいえない。地租改正事業が半封建的土地所有でなく農民的土地所有の確立であるとすれば、この確立した農民的土地所有が日本農業の資本主義化の方向でなく寄生地主制の方向に発展した原因が多少とも説明されなければならないはずである。また地租改正事業が農民的土地所有の確認であったことはただしいにしても、それに対向しようとする路線（士族反乱と民権運動）のなかでそれが貫徹されたはずである。こうした不充足さがみられるにかかわらず、本論文の第1の特徴である地租改正事業についての全府県にわたる実施過程の全国的概観的分析は、地租改正の研究にとってかくことのできない基礎的研究であり、論者は長期間にわたる実証的努力によってこの基礎研究を完成している。本論文は、この点で、これからの地租改正研究にとっての不可欠の出発点となる研究と考えられる。

本論文は経済学博士の学位論文として十分な価値があるものと認める。